

国民健康保険法第116条の2 該当 非該当 届出書
(住所地特例)

被保険者記号・番号	山鹿		
該当・非該当年月日	年 月 日		
対象被保険者氏名			
生 年 月 日	年 月 日生		
マイナンバー			
異動前	住 所	山鹿市	
	※施設等の場合は名称		
異動後	住 所		
	※施設等の場合は名称		

※施設の場合は入・退所決定通知(証明書)を添付してください。

上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

住 所

世帯主 氏 名

マイナンバー

電話番号

山 鹿 市 長 様

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。ただし、次の[1]～[12]の施設に入所又は入院している者については、当該施設から介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること、長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

- [1] 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）
- [2] 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）
- [3] 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- [4] 児童福祉法第7条第6項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- [5] 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- [6] 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- [7] 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- [8] 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）
- [9] 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- [10] 指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- [11] 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第2条の3に規定する施設（法第5条第5項に規定する療養介護を行うものに限る。）
- [12] 法附則第41条第1項によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）（法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限る。）